

第八十三回国会 参議院内閣委員会 會議録 第二号

昭和五十二年十二月九日(金曜日)
午後一時十二分開会

委員の異動

十二月八日

三治 重信君

十二月九日

辞任

鈴木 正一君

補欠選任

井上 計君

補欠選任

斎藤栄三郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

塚田十一郎君

林 直君

藤田 正明君

大塚 喬君

野田 哲君

岡田 広君

源田 実君

斎藤栄三郎君

下条進一郎君

竹内 潔君

林 寛子君

堀江 正夫君

勝又 武一君

山崎 昇君

和泉 照雄君

黒柳 明君

山中 郁子君

井上 計君

国務大臣

文部大臣

砂田 重民君

政府委員

国務大臣 (総務府総務長) 稲村佐近四郎君

国務大臣 (防衛庁長官) 金丸 信君

人事院総裁 藤井 貞夫君

人事院事務総局 角野幸三郎君

人事院事務総局 金井 八郎君

人事院事務総局 越智 通雄君

総務府総務副官 秋富 公正君

総務府人事局長 竹岡 勝美君

防衛府人事局長 伊藤 圭一君

防衛府防衛局長 渡邊 伊助君

防衛府防衛局長 原 徹君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

防衛府防衛局長 諸澤 正道君

○委員長(塚田十一郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

三治重信君及び鈴木正一君が委員を辞任され、その補欠として井上計君及び斎藤栄三郎君が選任されました。

○委員長(塚田十一郎君) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。

これより三案について質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○林寛子君 大塚、初めてでございますので、なれない部分は御寛容いただきたいと思っております。

今度の法案の中で、人事院勧告をされました、この勧告の基本的な骨子、どこから出されたか人事院総裁に伺いたいと思っております。

○政府委員(藤井貞夫君) 人事院勧告は、これは法律において明確に規定をせられておりまして、これに基づいて最近はずっと毎年行つてきておるところでございます。

勧告の基本的な姿勢でございますが、これはいろいろむずかしい問題点もあるわけでありますけれども、人事院といたしましては、いろいろ試行錯誤も重ねてまいりました結果、一般に受け入れられる原則といたしまして官民給与の比較ということを骨子といたしまして、毎年四月に大々的な民間給与の実態というものを調査をいたしております。それと合わせまして、国家公務員自体につきましても、これも詳細な調査をいたしておりますので、職種なり、あるいは学歴でありますとか、あるいは経験年数とか、その他類似をいたし

ておりますものについて個々に突き合わせをいたしまして、そして、民間がこうであるが、国家公務員の実態はこうであるということで検討いたします。その結果較差が出てまいりましたならば、その較差を四月時点で埋めるという意味において勧告を続けてまいっておるわけでございます。

このやり方は、幸いにいたしまして、政府におかれましては、あるいは国会におかれましては尊重をいただまして、大体定着をしておるものではないかというふうに考えております。また、国民の中でも、民間が非常に不況であるとかいうような時代になりますと、いろいろ御批判もいただいておりますので、やはり公務員にはりっぱな人材というものを確保しなければ、公務の能率的な、また公正な運営が期しがたいという観点に立ちまして、やはり民間並みの待遇というものはやっておりますと、この職場というものが魅力のあるものにならないという観点に立ちまして、従来までやってきたところでございます。

本年の場合におきまして、その基本的なたてまえは同様でございますが、春闘が行われます四月時点におきまして、官民の較差というものを調査をいたしまして、その結果出てまいりました較差が六・九二％ということになりましたので、その較差をひとつ埋めていただきたいという意味の勧告をお願い申し上げた次第でございます。

この勧告の内容はすでに御承知であると思っておりますけれども、やはりどうしても基本的なものは本俸でございます。そういうことで、俸給表の改善ということを中心にいたしますとともに、民間の実態とも合わせまして、その他の生活給的なものを基本にいたしまして諸手当等についても改善措

置を講ずることにいたしました。すなわち扶養手当、住居手当、通勤手当等を中心としたつつ、最も生活等においても配慮しなければならぬ世帯持ちの方々というものを中心に据えまして、それぞれの配分を行うということにいたしました次第でございます。この傾向は、大體民間等の実態も考え合わせまして、それとの見合いにおいて適正な配分をお願いをいたしておるというのがこのしるの骨子でございます。

○林寛子君 いま、毎年四月に行われる民間との平均値をとるということをおっしゃったんですけれども、民間の場合は、もういま皆さんがおっしゃっていますように失業者がふえ、構造不況業種が多々ふえている中で、四月の時点で決まったことがいま平均値に果たしてなるのかどうか、それはどんな常識で考えても変動してきているわけですね。それをいまもって同じ時点で、それを平均値をとって、毎年四月だからということ、春闘の後でということをおっしゃることにしましては疑問が残ると思うのですけれども、いまその毎年の四月ということと、特に現時点では異常事態だと言われるぐらいの倒産件数、不況業種がふえている中で平均値はそれとれたと言えるでしょうか。

○政府委員(藤井貞夫君) われわれの方の調査というのは、四月時点において全国の民間企業の従業員の過半数以上というものは全部とらえるという形において、いわば大要精細な大規模調査を実施をいたしておるのであります。したがって、いまして、ある時点ということにこれはどうしても限らざるを得ません。そうでありましても、その後のいろいろの変動状況というものを加味するといったにしても、それはやはり合理性、科学性というものに当然欠けてくるということ、どういう視点でもってそういう変動を加えたかというところがまた別の問題になって浮かび上がっているわけでございます。そういう点もございまして、われわれといたしましては、従来から四月時点ということで調査を実施をいたしております、大変

細かい調査、大々的な調査でございますので、これは大體結果が出るのは七月末になるというようなことの毎年の繰り返しをやっておる次第でございます。

四月時点以降にいろいろ世の中の変動というものがございまして、いま先生御指摘になりましたような、倒産その他の民間の不況の実態というものがあつたことは私どもも承知をいたしておるのであります。しかし、それを数値的にどういふふうにあらわしてこれを反映していくかということに相なりまして、これは大変むずかしいことと相なりまして、そこに合理的な根拠も欠くということもございまして、第一、公務員の組合の方々の他の御意見からいたしまして、大體民間の場合には春闘というところで、四月時点で大體妥結をしておるという実態にもかかわらず、公務員の場合には、特殊の事情があるにいたしまして大変おくれる、ことしあたりは大体順調に推移してまいったとはいふものの、まだやはり一般の公務員にはベテラン分が手渡っていないという、そういう実態に対して、大変不満のあるということも事実でございます。そういう点もございまして、また一年間の総決算でございますので、ことしの不況の実態その他というのは、来年になりますと、こちらの調査でもってその点がはっきり出てまいります。出てまいりました結果というものが、来年の勧告その他で数字となつて具体的にでてまいります。その中で、そういう点につきましてはおのずから調査の実態に反映するということ、われわれといたしましては従来から対処をしておるものでございまして、また国民各位からも、そういう意味ではそれなりの評価をいただいておりますのではないかとふうに考えておる次第でございます。

○林寛子君 いまおっしゃったように、勧告が行われてそれを実施に移す場合に、いま国家の赤字財政が云々されている中で、その中でいま現状時点の赤字財政を考慮するということお気持ちはないんですか。

でしようか。

○政府委員(藤井貞夫君) これは先生も御承知だと思ひますが、実は公務員の給与問題というのは、基本的にはこれは労働問題ということに集約できるのではないかと思います。民間ではこのために団体交渉、その他ということが行われまして、これは労働基本権ということに保障されておるわけでございます。それに對しまして公務員につきましても、公務の実態というものをからいたしまして、労働基本権については、民間並みのそのままでやはり適用することは適當ではないといふ考えから、労働基本権については制約が実は設けられておるわけでございます。その制約の代償をいたしまして人事院というものが設けられ、人事院がそういう意味から公正な第三者的な立場でもって科学的な調査検討を行ひまして、そしてこれについての措置を従来まで講じてきておるということもございまして、そういう意味から申しますと、やはり労働問題でございまして、われわれといたしましては財政問題を全然考慮しないということになります。これは言い過ぎであるかと思ひます。しかし、それらの点は民間との給与の比較ということで割り切つておるということでございます。民間の關係では、不況あるいは民間の給与支払い能力、その他の点というものは、やはり春闘その他の民間の給与の相場というところで、全部溶け込んで、それが反映されておるという前提に立つておるのであります。そういうものの実態を詳細に調査し、これを把握いたしましたして、その結果として出てまいりますものをひとつ公務員についても較差の是正をやつていただきたいという趣旨でもってやつておるのであります。そういう意味からは、人事院といたしましては、やはり財政的な見地というものは、これはやはり二の次でございまして、それはあくまで国会及び政府においてお考えをいただくことであらうと思ひます。また、財政問題とは別に、私たちといたしましては、やはりこれは義務的な経費として当然の負担をしていただかなければいかぬもの

のであるという立場において従来から勧告を行つておるということでございます。

○林寛子君 総裁の話からわかつたのですけれども、これはよく民間の人たちに言われるのですけれども、公務員は必ずしも平等に行われていないのじゃないか、これは総理府の総務長官にも關係があることなんですから、いわけの学閥主義だとか、年功序列というふうなことが国民の間で多々言われてきているのですけれども、そういうことに對して、民間の会社の中でも年功序列とか学閥というところで偏重している会社も幾つかありますけれども、特に公務員の場合は、そういうふうに行われているのではないかと、国民の批判があるのですけれども、そういうものをもう少し改善方向に持っていくと、いわゆる実力主義というか、成績本位という本来の姿に返すというふうなことをどういふふうにか考慮して、また今後どう図ろうとしていらっしゃるのか、簡単に結構です。

○政府委員(藤井貞夫君) 民間でもそうでございますが、特に公務員の場合には成績本位の原則というものが一番大切でございます。これは世界各國が長年の歴史的な経験から出てまいつておることでもございまして、日本におきましても明治以来そういう方針でだんだん近代的な公務員制度というものが確立をされてまいつたのではないかと、いふふうにか考えております。そういう意味から、法律自体におきましても成績本位ということとは明確にこれは規定をされております。現実の問題といたしましては、運用上もそういう精神に沿つて実際の昇格昇任その他が行われてきておるというところは、私は大きな方向としては間違いないことではなからうかというふうにか思つております。まあ見方といたしましては、どうも年功序列ではないかというふうな見方があるかもしれないけれども、しかし、その点はおのずから職場の秩序なり経験年数なり、あるいは本人の実力なりというものの定着度合いというふうなものがございまして、それらは自然にやはり職場におきま

しては、皆が納得する方向で決まったものがやはり人事当局の関心の的となつてそれが処理されていくということが現実の姿であらうというふうに思つておりました、そのために情実因縁が入り込んでおるといふふうには考へておりません。しかし、あくまで年功序列を廃して成績本位の原則で人事管理が行われなければならぬということは一つの鉄則でございますので、それらの点につきましても、われわれ人事院といたしまして、各省庁と協力をいたしまして、さらにその方向に進んでまいりますようにお努力を続けるつもりでございます。

○林寛子君 この八月に勧告を受けて、民間では春闘があつて四月からすでに支給されているにもかかわらず、現在、八月に勧告が行われて、総理府では今度総務長官がおかりになるといふことがあつたのですけれども、早急に処理するといふ前向きな姿勢はどの程度お考えになつていらっしゃるのか、伺わせてください。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) 人事院勧告の実施、去る八月九日に人事院勧告を受けた政府は、八月九日、九月九日の二回にわたつて給与関係会議を開催いたしました。第一回の会議では、政府は誠意を持って勧告に対処するという方針のもとに、今後財源を初め諸般の事情をさらに検討することといたしました。その後関係省庁で検討を重ねた結果、九月九日第二回給与関係協議会議で、現下の財政がその歳入の約三割を公債に依存するという異常な状態のもとにあることにかんがみ、行政経費の節約を行い、給与改善の財源の一部に充てることとして、行政経費と人件費の累増を極力阻止をするものとして人事院勧告を完全実施する方針を固め、同日閣議で決定を行い、これを受けて十月三日法案の閣議決定を行い、十月七日国会提出の運びとなつたものであります。

それから、二十五日に前国会で廃案、それから十二月七日、臨時国会に冒頭再提出をいたしましたわけでありす。

○林寛子君 それでは、三公社五現業の方はどうなつていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(秋富公正君) 御承知のとおり、三公社五現業につきましては、すでに国鉄につきましても、国会で公労法十六条の承認をいただきまして、早いところは七月の終わり、遅いところでも十月の末にはすでに三公社五現業は新しい給与改定が実施されている状況でございます。

○林寛子君 いまお話しを聞いて、大体皆さんから役所仕事は遅い遅いと言われるんですけれども、先ほど人事院総裁からお話のありましたように、いわゆる民間での調査方法をもっと簡略に、より速やかにすれば、もっと早く勧告できるのではないかと、その方法自体にも改良策というものはあるのではないかとおもうんですけれども、その辺はどうなんですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 調査方法につきましては、改善すべき点あるいはもっと早くやるための方策はないかというお話でございます。それらの点につきましては、われわれといたしまして、毎年いろいろな角度から検討を重ねて研究をいたしておることは事実でございます。全く問題点がないというふうには考へておりません。ただ、これは問題が問題でございますので、世の中のはやり一般的な御了解を得なければ事柄というものは進んでまいらないと考へます。また、公務員諸君にも御了解が願えないというような点がございす。そういう面から、長年の経験を通じて、やはり民間の従業員の少なくとも過半数というものは全部調査の対象にして、これを基礎にして考へていくということが一番いいのではないかと、この結論にも到達して、その方式のつとつて従来からやつてきておるわけでございます。といたしますと、統計学的にはいろいろな方法、手段がございすけれども、全部が全部いまの過半数の従業員について調べるなんというところは、これはとても技術的、事務的にも不可能でございます。したがつて、統計的に、結果的にはその過半数以上というものを掌握できるようにして間違ひのない方法ということで処理をいたしておりますけれども、そのためにはやはりおのずから限界がございまして、現在行つております調査方法、調査対象というものが、やはりどうしても最小限度必要ではないかというところで実施をいたしておるわけでございます。そうなりますと、やはり、大体春闘が終わつた後調査に出かけまして、現実に個人の会社に参加して調査をするというふうな手数をかけておるものでございすので、どうしてもそのためには手間暇がかかるということで、毎年努力をいたしておりますけれども、現在の調査方法をもつていたしますと、現在の検討の結果出てまいります調査結果、それを踏まえての勧告というものが、現在のところ大体八月初旬あるいは中旬というものが精いっぱいのところではないかというところでございす。

ただ、いまお話もございましたように、われわれ自身としても、問題点があるというところは承知をいたしております。なお今後改善を得られるかどうか、手段、方法等につきましては万全を尽くしてさらに改善措置について検討を加えたいと考えております。

○林寛子君 いまおっしゃつたその割り出し方なんですけれども、いわゆる月例給与というものの割り出し方の計算の仕方なんですけれども、いわゆる公務員というものは、年金とか退職金というものがべらぼうに高いという国民の声があるんですけれども、その一面、いわゆる定年制がいま漠然としておるものですか、いわゆる生涯の給与、そういう計算でいくと、いまおっしゃつたように民間の月給俸の平均値ですか、それをとつたのでは最後の計算が全く違つてくると思ふんです。それから、毎月の一般の給与だけを実例にして、その骨子をつくと、そうすると、官の場合は退職金とか、そして定年の制度がきちんとしていてないから上回るんじゃないかという国民の声もあるんですけれども、その辺の計算の仕方、それともいいところだけと見ておるんじゃないかという気がするんですけれども、その辺は

どうなんですか、簡単に結構です。

○政府委員(藤井貞夫君) 私だけでお答えすべき問題ではないかもしれませんが、便宜考へておりますことを申し上げさせていただきます。

いまのいわゆる生涯年金、生涯給与という問題につきましては、最近特に大衆論議をいただいております。新聞紙上その他についても、いろいろ問題として取り上げられておることは私たちが十分承知をいたしております。ただ、いまの退職手当なり、それから年金問題というものを、全然これは別問題として、それらは考へる必要なしというふうには私たちが考へておるわけではございません。大変な関心を持っております。ただ、一般に言われておりますように、退職手当なり退職年金が公務員というものは問題なく民間よりもいいのか、高いのかということになりますと、これはやはり比較方法その他でも十分に検討しなければ、そう簡単に軽々に結論が出せない問題ではないかというふうに考へます。たとえば退職年金、共済年金の問題といたしまして、よく厚生年金との比較というものが問題になりますけれども、先生も御承知のように、民間では一般の国の制度としての厚生年金と並行いたしました、いわゆる企業年金というものが並行してこれが支給されるというものが一般的でございます。そういう意味では、公務員の共済年金というものは一種の企業年金という性質のものでありまして、そういう意味のやっぱ比較検討の方法というものがよほどやはり慎重な考慮をいたしませんと、そう簡単に公務員の方がいいとか悪いとかということはいふことができません。それから、もう一つつけ加えて申し上げるならば、私といたしましては、生涯年金の問題は等閑視いたしませんけれども、しかし、年金あるいは退職手当というものが仮に——民間との比較方法の問題がございまして、それが、それよりもいいというふうな仮に結論が出ましたといたしまして、それとの見合ひで、毎年あるいは毎月の給

手をいろいろ論議することは、私は本末転倒ではないかというふうに考えております。むしろ、給与は給与、俸給は俸給として、それは最も基本的なこれは収入でございますので、それを基礎にどうして退職手当をどうするか、あるいは退職年金をどうするかということは、別個の立場からやばりこれは検討を加えるべき筋合いのものではないかという考え方をとっておりまして、そういう生涯年金の角度から毎年の本俸、われわれの方の対象でございます、勧告をする対象としての給与という問題についてとやかく言うということは、むしろ筋違いなことではないかという考え方を持っております。

○林寛子君 簡単に結構なんですけれども、ここに附帯決議の三にございますけれども、昨年十月からちょうど週休二日制ということが実施されて一年たったわけですけれども、その一年間の結果、経緯を見ながらこれを本格的に実施しようとなさるのかどうか、これを簡略に報告してください。

○政府委員(藤井夫君) 去年の十月から一カ年ということで週休二日制についてのテストを行いました。その結果は、現在各省庁から協力を得まして報告を受け付けております。大体みんなまとまりました。現在職員局を中心いたしましたして、その結果の集約、検討を急いでおります。まだ正式の集約、結果というものは、人事院会議にもまだ報告はございません。しかしそのうちにまとまるといふふうに思っております。まとまった段階で次のステップをどうするかというものを決めたいと思っておりますが、その点につきましては、大体いままでも申し上げておりますように、もう少し密度を濃くしたテストというものを、やっぱりもう一回行い必要があるのではないかとこのように考えております。いままで行いましたのは密度が非常に薄いものでございます。また、各省庁の事情等もございまして、全く実施ができなかったところ、あるいは実施が年間にかなかなかわたり得なかったというところもございします。

で、もう少しやはり自信を得るためには、いろいろな事情もございしますが、これを克服をいたしまして、もう少し内容の濃い、密度の濃いテストというものをやってみる必要があるのではないかとこのように考えております。その次のステップは、まだいままのところ最終的には時期その他について申し上げる段階でございせんですが、結果がまとまり次第、できるだけ速やかに次のステップに移りたい、かように考えております。

○林寛子君 いま構造不況とか、倒産件数がふえるというところで、やむなく、仕事をしたくても会社の事情で週休二日というふうな苦しい会社も多々あるんですけれども、いまおっしゃったように軽い措置とか、軽い試みだというふうな感じがすることをしている場合ではないというふうな気もしたくないと思ひます。

それから、次は文部省関係なんですけれども、文部省の四十九年から始まりました人確法、もうすでにこれで三年たっているわけなんですけれども、その人確法に基づいて、実施状況、その結果、三年の簡単な経緯と、果たして当初の目的であった人材確保というその結果がどのようになっているか、伺わしてください。

○国務大臣(砂田重民君) この数年間の教員養成系学部への入学志望率が大変ふえておりますこと、あるいはまた、公立学校教員を志望する方々の競争率も非常に高まっていること等、私は人確法が制定されてから大変な改善を見てきている、さような目で見ていくわけでございします。人確法の効果は大変上がっている、もう自信を持ってお答えができると思ひます。

計数的なことを局長からお答えさせます。○政府委員(藤澤正通君) 御指摘のように四十九年度から計画的な改善を図ってまいりましたわけですが、計画を立てるに当たりまして、三回に分けてまして四十七年度当時の本俸を基礎として二五%引き上げると、こういう計画を立てたわけでございします。それに基づきまして、第一回におきま

しては本俸の九%引き上げ、それから第二回におきましては本俸を三%引き上げまして、それにプラスして義務教育等教員特別手当という手当を創設していただいて、これは本俸の四%相当額を与えるというところにいたしましたわけでございします。そして、ただいま第三回の第一年度分の御審議を願っておりますわけでございします。この計画におきましては、いままの全教員に対する手当を四%から六%に引き上げるといふことを法律案において規定いたしておるわけでございします。それに加えまして、いままの主任の制度化に伴う手当の支給あるいは部活動等を指導する場合の先生の手当の支給範囲の拡大、そして校長先生を全部特一等級、教頭を一等級に昇格するというようなことを考えておるわけでございします。

そういたしますと、それじゃ実際にどのくらい俸給が上がったかということでございますが、これは本俸で四十七年度当時のベースに比べて大体二五%の引き上げが行われ、それにプラスいたしまして、大体一般の人事院勧告に基づく昇給がございします。教員につきましては非常な優遇となつておるわけであります。具体的な点を少し、数字で申し上げます。たとえば一般の県の職員との関係でどのくらいになっておるかというふうな方がわかりいかと思ひますが、普通の先生で言いますと、改善の行われます前は、その俸給は県で言うところと係長と課長補佐の間ぐらゐというところが、これが三次改善が済みますと、県の課長級と部長級の間ぐらゐになるといふようなことで、それに準じまして、教頭さん、校長さん、県庁の職員に比べましてかなり遜色のないところまでベースが引き上げられると、こういうことになるわけでございします。

そこで、具体的に人材が集まったかということでございますが、ただいま大臣がお話し申し上げましたように、最近では先生になりたいというために教員養成学部へ志願する志願者の数が非常にふえておる、あるいは先生になりたいというので、公立学校教員の競争倍率でございますが、こ

れなども、昭和四十六年には、小学校の教員でありますと一・七倍、中学校の教員でありますと五・五倍というものが、ことしの四月の、五十二年の状況で見ますと、小学校の教員は三・五倍、中学校の教員は九・八倍ということになっておるわけでありまして、いままの国立大学の教員養成系の学部への志願者の増の傾向でございしますが、国立大学全段について言いますと、昭和四十六年と五十一年度の比較において、志願者の増加率が全体で三三・九%でありましたものが、現在、教員養成学部だけをとってみますと、その志願者は倍以上の六七・六%というふうになっておるわけでございまして、これは全部人確法のせいだということでもないかもしれません、いろいろ経済情勢その他もございしますけれども、現実にはこういう状況から見まして、優秀な人々が集まってくるという状況からいふことは事実だろと思ひます。

○林寛子君 数がふえればよいというものではなくて質の問題だと思ひます。学校がふえているんだから多くなるのは当然なことなんで、中身の問題だと一母親としては申し上げたいところなんです。

時間がありませんので先へ急がしていただきたいんですけれども、いま問題になっております主任制度なんですけれども、一般にも大変わかりにくい、理解されてない。これはまた文部省のPRが下手なのか、それとも母親が不勉強だとおっしゃるのか、その辺のところよくわからないんですけれども、両方に責任があるでしょう。けれども、大変文部省がむだなことをしているんじゃないかという声もある。そして街頭には主任制度反対というデモもあつたりが目立つんです。いいことはちつとも宣伝しない。だから、必要であれば必要なだけの宣伝をしていただきたいというの、やはり私も高校生を持っておりまして、その辺のところをはつきりしていただきたいということなんですけれども、いま主任制度自体の説明をしていただいていると時間がないので、いま現在、全国で主任制度の実施状況、それを簡単に時間をご

さいませんので教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(緒澤正道君) 主任というものは現在全部道府県市町村にあるわけでございますが、これを制度化して、つまり教育委員会の管理規則で明らかに明定いたしましたその職務内容等をはつきりさせたところというのは、四十七都道府県のうち、県で言いますと四十二道県でございます。

それから、市町村で申しますと、北海道と福岡で数市町村残っております。それから、兵庫県で全部の市町村が残っております。それから、奈良と新潟で一市が残っておりますが、あとは全部の市町村が制度化を終えておる、こういう状況でございます。

○林寛子君 質問時間がないようなんですけれども、もっとこれを伺いたいですけれども、時間がないのでちょっと残念ながら飛ばさせていただきます。ただ、いま申し上げたように、主任制度を行う限りは、どういふ理由でどういふことを、ただ反対だけが目立つというふうなことでなくて、政府として、文部省として、どういふ理由でどういふことをもっと上手に説明していただきたい。またPR方法、母親が一番心配している点ですから、改良していただきたいと思ひます。

それから、育児休業のことがちょっと残っておりますので、あと二、三分ちょっと時間をいただきましたので、産前六週間の出産休業ですね、それから産後の六週間ということが行われ、その間は有給休暇ということなんですけれども、それが五十二年四月から十・五カ月の育児休業給付支給されるように今度なるという。五十二年四月から行われた育児休業の現在の利用状況、これは総理府でわかりますか。

○政府委員(秋宮公正君) いま対象となります女性性は、義務教育等の女子職員並びに看護婦、保母の方でございますが、五十二年度におきまして、許可を受けて育児休業に入っています者が大体一万二千名でございます。

○林寛子君 これは私たち、国民の声を聞いてお

りますと、一般の家庭の中では、こういう声なき声といひますか、普通の皆さんの奥さん方にもいらない母親は、前の子、長男なり長女が一年半に六カ月も十・五カ月も休んでいる暇というのはないのが一般の家庭の主婦の感覚なんです。ですから、その辺のところを、一番声のない人の声もくまなければいけないと思ひますけれども、働いている、たとえば教員なら教員のその職業を持つた、そういううりつばな職業を持って、ぜひ国民のために必要だという人のためのその利用状況が一

万二千という話なんですけれども、その後の無給になる分、産前産後六週間ずつが有給で、あとは無給になるという、けれどもその予算で、果たして、今度の十・五カ月と言っている場合に有給にするという、しかも有給もわずかなんですけれども、その予算というものがすてとつてあるのか、いまからそれをどうしようとおしやるのか、その辺のところをちょっと明快におしやつてくだされませんか。

○政府委員(秋宮公正君) これは共済組合掛金額相当でございます、約本俸の八割でございますが、五十二年度におきましては、国の予算におきまして二億七千万計上いたしております。

○林寛子君 あと時間がございせんので少し伺いたいですけれども、高齢者の問題が大変話題になっていまして、高齢者の職員の給与なんですね、たとえば民間ではある程度の高齢者になりますと、お給料というものは一定の限度でそれ以上昇給しないという制度もかなり民間の場合、世間一般で役人天国とかいろいろ言われておりますように、公務員において、ますます高齢者職員がこれから増加していくわけですね、そういう場合に、やっぱり役人はいいいこと

で、いつまでもたつても給与の天井知らずといひますか、そういうことに関して、民間とそれから役人との差というものがどんどん出てくると思ひん

ですけれども、高齢者の職員の給与に関して人事院がどういふふうな処置しようとしているのか。また、幾らあつてもこれはお金が足りなくなると思ひます、だんだん高齢者がふえていくんですから。その辺のところはどう考えていらつしやいまいしょうか。

○政府委員(角野幸三郎君) 官民給与を比較いたしますときに、それは職種別、学歴別、年齢別という、年齢の要素も入れて官民給与を比較いたしております。したがって、年齢別の官民給与の較差を算出しておりました、その中を見ますと、明らかにいま先生申されましたように、民間では五十五歳のところに大きな節があるというのととも関係いたしますが、五十五歳を越しまして六十歳近くになりますあたりから大変給与のカーブが下がっております、したがって、官民給与の較差がその辺から、たとえば平均一〇%あるものだといたしますれば、そこを半分くらいに落ちて、それで六十歳を越しますと逆較差になる、逆に公務員の方が高いというふうな関係になるというのが一般的な従来のパターンでございます。

それで、そういうことを、もう大分昔になります、四十四年、四十五年ごろそういう問題意識を持ちまして、配分としても気をつけようということ、民間の調査をいたしまして、現在それを表現いたしております、五十八歳を越しましたあたりから――公務員の昇給でございます。五十八歳を越しましたあたりからの一般昇給一年という関係を、五十八歳を越した最初の昇給から延伸していくと、そういう措置を現在とつておりますのはそういうことを反映しての結果でございます。

○林寛子君 時間になったようでございますけれども、いまおっしゃられたように、本日に国民の中には、役人天国と言つてまあ大変耳の痛い方も大ぜいいらつしやるかもしれませんけれども、それだけがよくなくて、本日に政府として、国民の福祉と、そして一般の声なき声、声が出る人はまだいい方なんだと、本日に困っている人は声も

出ないというふうなことがございまして、その辺のところもよく配慮していただきたいと思ひます。

時間ですから、あとちょっと防衛庁にも聞きたかったのですけれども、これはまた次回にさせていただきますと思ひます。どうもありがとうございます。

○和泉照雄君 私は総務長官にお伺いいたしますが、私たち公明党は、ことしの八月の九日の官民給与の較差の是正の問題、その報告については、これはいろいろと問題はございまして、今日のような経済情勢のもとでは一日も早く実施すべきだと、このように思っております。しかし、教員の給与改善のその中身、これはいろいろとありますけれども、今回の法案で処理するものには、義務教育等教員特別手当の増額だけで、このこと自体には私は問題はないと思ひますけれども、しかし、これが実施をされれば、連動して人事院規則だけでいわれる主任手当、教育業務指導連絡手当が出される、これが問題でございまして、私たちは反対をしていっているわけでございまして、教員給与は、いわゆる人材確保法に基づいて計画的に実施されているものでありますから、官民給与較差は正のものは、これは別個ではないかという、こういう見解を持つわけでございまして、そういうことから別個に処理すべきではないかと、こういうふうな思ひをございしますが、長官の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(稲村佐四郎君) 教員給与の改善に関する報告の取り扱いについては、第八十二回国会に法案を提出する段階においても種々御意見を承ったわけであります。政府としましては、すべての人事院報告を尊重するといふ基本的な態度に立っております、三つの報告は、いずれも一般職給与法の改正において処置すべき事項であるので一本の法案とすることが自然であることといたしたわけであります。従来の経過を見ても、給与法案の提出段階で未実施の報告については、これらはその際一本の法案として提出してきたも

のであること等の事情を考慮して、前国会に三つの勧告を一本の法案として提出したものであります。今回も、いま申し述べましたような考え方に立つて再提出したものであります。

○和泉照雄君 次は、文部大臣と人事院総裁にお尋ねをいたしますが、今回二割を増額される義務教育等教員特別手当、これは第二次教員給与改善で創設されたものでございますけれども、この手当は幼稚園の先生には適用されておられません。このことは幼稚園の先生に適用されておられないことになったものでございますけれども、特に自治体の幼稚園の先生には、教育職俸給表が適用されないで行政職俸給表が適用されているところもあってなかなかむずかしいところがございます。先生、幼児教育の重要性から言えば、それに携わる先生の処遇にも万全を期さなければならぬ、このように思っています。この手当を幼稚園の先生に適用されることについて文部大臣並びに人事院総裁の御見解をお尋ねいたします。

○国務大臣(砂田重民君) 文部省といたしましては、基本的に先生の御意見と同じ考え方を持っております。幼児教育の重要性を十分認識をいたしまして、幼稚園の先生に適用することが望ましい、そういうふうな方向に行くと考えております。人事院にお願いをいたしておるところでございます。できるだけ早く人事院がこの方向で御勧告をいただきますことを実は期待をしておりますところでございます。

○政府委員(藤井貞夫君) いま御指摘になりました点は、われわれも従来から各方面から御意見を承っております。また、文部省からもそういう御要望の点があることも十分承知をいたしております。ただ、この特別手当につきましては、人権法ができました当時からのいろいろいささかございます。また、特別手当を創設をいたしましたのが、まだ時期が早いというような事柄もございまして、それらの点についてなお慎重に検討を加えておる時期でございますが、いま先生もお話しになりましたように、実はこの幼

稚園については、その重要性というものはわれわれもよく承知をいたしております。しかしながら、他面におきまして、この先生方につきましては、教育職の俸給表というものが適用されておるところもございまして、また一面そうじゃなく、一般の行政職俸給表の適用を受けておるというふうなところもあるわけですが、また、一般の小学校、高等学校と比べて、おのずから学歴その他資格から申しましてかなりの差があるというところも事実でございます。それともう一つ、基本的な問題でございますのは、幼稚園と保育所の関係があるわけでございます。実体的には幼稚園と保育所は一緒じゃないのかというふうなことで、その取り扱いを別々にすべきではないというふうな御意見も非常に強くなっております。ことがございまして、私たちがいたしましては、やっぱり給与の均衡問題その他から考えてまいります。それらの声も無視はできません。したがって、幼稚園について措置をするということに相なりますれば、当然保育所関係はどうするかというふうな問題もあわせてやはり考えていかなくやならぬというふうな問題もあるわけでございます。それらにつきまして、総合的に結論を下すにはどうしたらいいかというふうなことを、いま一つおしい思案をいたしておるところでございます。これは関係当局、特に文部省、厚生省のお考えもいろいろ承りつつ、人事院は人事院としての立場から事柄を慎重に考慮し、また結論を出していかねばならぬ事柄ではないかというふうなことを考えておまして、目下慎重に検討を加えておる段階でございます。しかし、幼児教育の重要性というふうな事柄は十分承知をいたしておるつもりでございます。そういう観点から、この問題についても慎重にひとつ前向きに取り組んでまいりたい、かように考えます。

○和泉照雄君 いま総裁がおっしゃったとおり、一生は大体幼児教育で決定するといふぐらい重要なものだといふことはおっしゃるのとおりでございます。また、日本の中で、地方自治体で教育職の俸給表を適用したところがあると、そういうようなアンバランスの状態であるということ。必要だからそういうふうな適用されたわけですから、文部大臣も人事院総裁の勇断のある処置を期待しておるという答弁もあつたわけでございますので、いかんがでしよう、来年度の勧告あたりでは、少なくともこの是正をされるおつもりはないかどうか、お答え願いたいと思います。

○政府委員(藤井貞夫君) いま申し上げましたように、いろいろな角度から慎重に検討中でございます。勧告のことでございますので、次の機会にどうするかというのをいまこの段階ではつきり申し上げることは差し控える方がいいのではないかと申しております。問題点のあることは重々承知をいたしておりますので、前向きでひとつ検討をさせていただきます、かように考えております。

○和泉照雄君 ではひとつ前向きで検討を御期待を申し上げます。

次はまた、今度のこの法案が可決になりました義務教育等教員特別手当が増額をされますと、さつき申し上げましたとおり、人事院は主任手当、つまり教育業務指導連絡手当を、文部省が制度化した主任の中のさらに特定の一部の主任に対し支給されることになるわけでございます。全国的に見てみると、六十数種類くらい主任がいろいろあるわけでございますが、特定の主任だけ制度化をして、さらに制度化された主任のうちの一部分についての主任だけに手当を出すというのでは、他の主任との間に差別が出てくることはこれは当然であります。そのこと自体が、教員を賃金の面から差別、選別することになって決していけない教育の効果が上がらないのではないかと申すわけでございますが、文部大臣、この点はどのように考えておられるか御見解をお示し願いたいと思っております。

○国務大臣(砂田重民君) 先生御承知のように、主任になっていただいて、教育指導という枠の中で、教壇に立つて直接子供たちを教育指導するとい

う仕事のはかに、時間割をつくり出すとか、あるいは同じ学年で幾つかのクラスがある、それぞれのクラスではそれぞれの分担の先生が創意工夫をこらして子供たちを指導して下さるわけですが、同じ学年の中の幾つかのクラスの中でアンバランスが起きていることは好ましくない、そういうことを調整をしていただく、そういう仕事を教壇に立つ仕事以外に分担願うわけでございます。そこで、全国的にこういう校務を分担してやっていたら先生の仕組みというものが、御承知のように自然発生的に生まれておまして、それを追認するような形で文部省令でその校務の分掌を明確に決めたわけでございます。これが第一のことでございます。自然発生的にできておりました各種各様ございまして主任の方々を、全国的な、できるだけ広く自然発生的に生まれた主任にまず限ってスタートをさせていただきます、その後さらに検討を前向きに続けまして、何さま大変むずかしい仕事を教壇に立つという本来の仕事のかかに分担を願うわけでございます。しかしそれぞれのお仕事が必要なこともございまして、まず全国的に非常に一般化されたそういうポストに限ってやらせていただくわけでございます。これで終わりの主任の数でございます。かように考えているものでございます。

○和泉照雄君 この主任の制度は、たしか前の永井文部大臣の答弁では、中間管理職ではないんだと、こういうふうにおっしゃったわけでございますけれども、手当を出して教育業務指導連絡という任務を与えられれば、やがてこれは中間管理職の性格を帯びてくるのは当然じゃないかと思っておりますが、それについて歯どめはどのように考えていらっしゃるのか、また将来、中教審が答申された五段階——校長、教頭、主任、教諭、助教諭、この賃金体系をとらないということについては、文部大臣あるいは人事院総裁、このお二方の御見解をお聞かせ願いたいと思っております。

○国務大臣(砂田重民君) 私は就任をいたしましたばかりでございますけれども、就任当初にまず心に固く決めましたことは、永井文教路線、海部文教路線というものをそのまま踏襲していくというところでございます。これをまず皆様に披露をしておきたいと思っております。

そこで、永井元文相が当委員会においても先生方にお答えになったことと思っておりますけれども、この主任という制度は絶対に中間管理職の性格は持たせません。これはもう釈迦に説法かもしれませぬけれども、やはり学校運営には管理面という一つの仕事と、教育指導面というもう一つの仕事と、大切な二つの柱がございます。主任制度に絡んでの問題というのは、あくまでも教育指導面、そこに限られた、その中で問題でございます。したがって、中間教育指導という呼び方をすればあるいはできるかもしれませぬけれども、中間管理職的な、そういう含みは全く持っておりません。そういうことに取り扱っていただくという考えは毛頭ございません。さらに、ただいまお尋ねのございました五段階階級によるような制度、これをとる意思は私には毛頭ありませんことを明確にお答えをいたしておきます。

○政府委員(藤井貞夫君) ただいま文部大臣がお答えになりましたとおりでございます。私も前前からこの問題についてはいろいろ関係させていたから今日来ておるわけでございますが、主任というのは、これはあくまでも管理職ではないというところにございまして、たまたま文部省からも確約を得ておりますし、私自身もそういう受け取り方の上で主任手当というものを制度化するというようにいたしたような次第でございます。したがって、はつきり申し上げておきますと、これは管理職手当というのではない、管理職手当であれば、御承知のように別にそういう手当があるわけ、特別調整額というように制度があるわけでありまして、そういうことではなくて、特殊勤務手当という形態をとりましたのは、まさしくこれを裏書きするものであるということでございます。

まいまして、私もはつきり申し上げますと、あくまでも主任というものは管理職ではないという立場に立つておるものでございます。

○和泉照雄君 じゃ、次の問題で人事院総裁にお尋ねしますが、今回の勧告によりまして、行政第一表、これの五等級以上が七・一％の改善率となっております。中堅階層以上の改善に力点を置かれたという。しかし、考えてみますと、行政第一表の職員というのは約三分の一の八万人程度が五等級にかたまっているわけでございます。これにはいろいろと昇給率、改善率の問題はあろうかと思っておりますけれども、今後これだけの八万人がかたまっている五等級の方々の改善ということは、意を用いられることはわかっておりますけれども、今後どのようなふうな改善をしていくつもりか、お答え願いたいと思っております。

○政府委員(角野幸三郎君) お答え申し上げます。私どもは、給与水準を上げますと同時に、その配分につきましてもできるだけ民間の配分傾向に合わせた配分にするということで、実は詳しい調査もし、配分も考えておるということでございます。

そこで、大体三十年、昭和四十年代の、四十七年ぐらいたまっておりますが、非常に、雇用情勢からくるわけでありますが、若年労働力が逼迫いたしますというところの関係で、係員、係長、その下の方といいますが、年齢が若いところの賃金が毎年毎年連続的に上がっていったという時代がございます。ところが、最近いわばその調整過程に入つたといえますが、雇用情勢を反映してのことではあります。昭和五十年ごろから、いわばそれと逆の現象が起こっております。民間のそういう配分傾向を見ましても、どつちかといえますと、一般係員よりは係長、二十歳代よりは三十歳代、さらに本年の場合には四十歳代にかかったところ配分の重点が移動しつつあるというのが民間の現状でございます。そういうことで、私も昨年について本年それを反映いたしまして、

いま先生お話しのように、五等級、大体年齢にいたしまして三十歳代の後半から四十というあたりから上のところに、本年の数字で言いますと七・一％という比較的高い改善率をもって改善したわけでございます。

これが今後どうかというお話でございますが、これはやはり私どもとしては民間のそういう傾向を反映して、敢断にはそういうお答えになるかと思っております。現在のいわば雇用事情ということからしまして、急激にまた初任給が上がるといようなことはちょっとここの近いうちに起こりそうもないということでありまして、現在のようないくつかの中ごろに手厚いような改善が今後しばらく続くのではないだろうかということを前提として、今後は続くんじゃないだろうかというふうに考えております。

○和泉照雄君 次は、総務長官にお尋ねしますが、今回特別職の職員の給与法改正案が提出されたわけでございますが、これを見ますと、内閣総理大臣初め大使、秘書官まで給与改定を一般職に準じて行っているわけです。特に総理大臣と国務大臣については、時の政治経済情勢に応じて改正を遠慮してみたり、あるいは改正をやめたり、こういうことを過去繰り返されてきたのは事実でございますが、本年はこれらの給与改定が図られておりますけれども、このように財政の逼迫した、国債を多発しておるという財政下で遠慮すべきではなかったかと思うわけでございますが、改定を行った背景と経緯について、また改定の基準をお尋ねしたいと思っております。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) いま内閣総理大臣あるいはまた国務大臣、特別職の給与等の問題があるいはまた国務大臣、特別職の給与等の問題がバランスがとれていないかというところであります。指定職係給とのバランスのみならず、民間企業との役員の給与の動向、その他社会経済情勢等を勘案して決定しておるところであります。なお、本年の給与改定に当たっては、現下の社会経済情勢を考慮し、総理の指示により一般職の給与改善率をも準用し、その改定額を抑えたものであります。

○和泉照雄君 次は、防衛庁長官にお尋ねいたしますが、防衛庁の職員給与法改正案に関連をしてお尋ねいたします。

私たちの党は、防衛庁設置法及び自衛隊法の改正案にはこれは反対でございますけれども、しかし、所属している職員の処遇改善には従来とも賛成していることは長官も御承知のとおりでございますが、先日の当委員会でも、ある委員の方が発言をされたことは、自衛官と行政職との給与の比較のことが問題になったことは御承知と思っております。自衛官の給与は警察官の俸給を基礎にしているいろいろの要素を加味してつくられていることは承知しておりますけれども、自衛官には一般の職員と異なつて労働組合もございませぬし、給与の面で内部からいろいろと希望なり意見が出てこないのではないか、このように心配をするわけでございまして、そうだとすれば、自衛官の俸給表を作成される場合でも、また、いろいろの運営面でも、内部の声をよく吸収して実施することはぜひとも必要なことではないかと思っておりますが、今後この給与の改定等で内部の声をいかにして吸い上げるか、具体的なことはどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思っております。長官。

○国務大臣(金丸信君) ただいまのお話はまことに適切なお話だと思っております。組合もないこととありますし、そういう下からのすべての考えというものを把握しなければ隊の一体の行動はできないというふうな考え方でも今後対処してまいりたい、このように考えております。

○和泉照雄君 じゃ、次に防衛庁関係でございしますが、航空管制手当というところについてお尋ねをいたします。千歳、三沢空港などでは、民間航空、米軍、自衛隊の三者が共用しておるわけでありますが、管制業務は自衛隊がやっておりますことは御承知のとおりでございます。しかし、一般にこの業務は、その責任の重さと困難性から手当が支給されている

わけでございますが、担当の自衛隊員には手当が支給されていないのもこれは事実でございます。この件で何か検討されたことがあるかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(渡邊伊助君) 先生おっしゃいますように、現在管制手当というものは支給されておられません。実は自衛官の俸給表は、先生先ほど御指摘のとおり、公安職にリンクして定められておるわけでございます。その中には、勤務の特殊性を考慮して一定の調整率による額を加味しているという考え方で作成をしているわけでございます。ただ、自衛官につきましては、一般職と同じように、特殊な勤務内容を持っているわけではございませんけれども、その勤務内容がいろいろ困難性とか危険性とかいふものはございますけれども、そういうものが自衛官の俸給の中に全部あるいは一部カバーされているという場合には、そういう当該勤務に見合う手当というものは支給をいたしておらないわけでございます。あるいはまた、一部だけカバーされているという場合には若干の調整を行う程度にいたしておるわけであります。

ただいま御質問の航空管制手当でございますけれども、これは運輸省の管制官を対象として支給されている手当でございます。公安職の俸給表にリンクして定められている自衛官の俸給表は若干水準が高うございます。その意味において、水準差があるということと同時に、勤務の内容においても必ずしも全く同一ではない。航空の機種も違いますし、それから管制の回数等も異なっております。そのために年間の給与を比較いたしましたところ、遜色がないというところで現在手当を支給していないわけでございますけれども、しかし、そういうことで本当にいいかどうかというところは確かに御指摘のとおり問題があるかと思ひますので、これは現在私も部内に学識経験者にお願ひいたしまして、いろいろ給与の問題について御意見を伺ひしながら措置してまいっておるわけでございますけれども、それらの先

生方に対しても、こういう問題について御説明申し上げて、御意見を伺ひながら検討を進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○和泉照雄君 次は、防衛大学の卒業生のことについてお尋ねをしますが、自衛隊の幹部を育成させるために防衛大生には多額の国費を使用しているのは御承知のとおりでございますが、しかし、その卒業生が自衛隊員にならないで民間企業へ就職する者が相当数あるようでございますが、この数々の卒業生に占める民間就職者の数及びその比率、また、民間企業へ流出するその防止対策はどのように考えていらっしゃるか、お聞かせ願ひたいと思います。

○政府委員(渡邊伊助君) 本年の三月卒業いたしました防衛大卒業生のうちの退職者は三十七名でございます。これは卒業時でございます。先生御指摘のとおり、卒業生のうちこれらの者が部隊に勤務する前に退職をするというところは、防衛大の立場に立つてみますると大変残念なことであるといふふうに私も考えております。ただ、これらの者が防衛大で国費をもつて教育を受けたということとは、一般社会に出て勤務をいたしてもそれは国家的な損失では必ずしもないと思ひますが、ただ、防衛大の立場に立つてみれば残念だと思つてございます。それで、この理由として考えられるものをそれらの者から聴取いたしますと、性格が合わないとか、あるいは家庭の事情によるとか、あるいは大学院に進学する、それから他に就職をするという理由が目立っております。これらでございます。で、これらを最小限にとどめるためには、やはり何と申ししましても、防衛大において強固な自衛官意識の涵養というふうな見地から、教育面で彼らなるべく自衛隊に勤務するようというふうに期待をする以外にはないというふうに考えているわけでございます。なお、学生舎において集団生活等を営ましているわけでございまして、極力自衛隊の中に溶け込むように指導をいたしますし、また、体力的に不向きな者につきましても、防衛大における技官とか、教官の配置に

つけさせるようにいたしておるわけでございします。

○和泉照雄君 最後に防衛庁長官にお尋ねをしますが、これは給与とは全然違うわけでございしますが、きのうときよの新聞で、P3CあるいはF15の二日に国防会議が開かれて、P3CあるいはF15の採用の審議があるやに聞いておりますが、その直前のきのうときよに、防衛庁がたしかことしの広報誌でも、非常に空中戦ではすばらしい性能を持ったF15だと推薦をされた、現在米空軍が採用しているF15と、米海軍が採用しているF14が模擬空中戦を去る十月十六日アメリカで行ったところが、まあ一番防衛庁が、急上昇、急旋回というものが非常にすぐれて機動性が優秀であるという目的にしておられるそのものが、F14という海軍の採用した機種に非常に劣つて、テレビで撮影した中では捕捉をされておる、しかもそれはほとんど、格闘空中戦と言ふんですか、機動砲を撃つ性能が暴露された、こういうことがイギリスの方の雑誌社から出たということ、きのうときよの新聞に載つておるようでありまして、これはもう決定前であつて非常に私たちがいい材料ではないか、こういうふうに思つてございします。が、このような重要な資料が出た今日、国防会議に対処されるためにはどのような情報収集を行うお考えがあるのか、あるいは係を米国に派遣をして、本場の事実を、資料を収集するお考えがあるかどうか、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(金丸信君) きんのうあるいはきょう、いろいろ新聞にも出ておるわけでございしますが、ちようどこの問題は、防衛庁は係官をアメリカにやり、パイロットあるいは技術屋あるいは事務屋、あらゆる角度からこれを調査検討して防衛庁としてはF15というふうなことに腹を決めたわけでございしますが、この問題は、そういう意味では素人が決めたわけではないんですから、相当權威のあるものと私は確信をいたしております。

しておりますが、国民のとうとい税金を使うこととでは当然でありまして、また国防会議にもかけるべきであらう、その事前にもこの問題が出てまいりました。そういうことであるならば、この問題については十二分な、アメリカに對して、この問題にたいまこちらから人を派遣して調査するのかわいようなお話もありましたが、向こうにも武官もおりますこととありまして、外務省を通し一応の調査もし、なおその様子によればこちらから派遣するといふようなことにも相なるかとも思つておりますが、詳細につきましては事務当局から説明をいたさせていただきますが、私はこの問題については慎重に扱つてまいりたい、こういうふうに考えております。

○政府委員(伊藤圭一君) 昨日の朝、新聞に記事が出ておりました、私も聞いたところで、この問題につきましては説明する必要があると存じますし、また大臣からも御指示がございまして、昨日公式のルートを通しまして国防省の方に問い合わせをいたしております。しかしながら、私どもの方からも調査団が行つておりますので、あの記事にあるようなことが一体起こり得る場合があるのか、あるいはまた、そういうことをやるようなケースがあるのか、そういうことにつきまして、従来の調査結果、あるいはいはいわゆる戦術訓練等の経験からいたしまして、昨日いろいろ検討いたしましたわけでございします。

そこで、結論といたしましては、ある条件のもとにおいてはいろいろな弱点というものをそれぞれ飛行機は持っているというところでございしますが、飛行機というものはすべてに弱点がないというものはあり得ないわけでございします。そしてまた、F14という飛行機は、御承知のようにアメリカの海軍が採用した飛行機でございまして、いわゆる艦隊防空という面からいたしまして、きわめてすぐれた能力を持っているというのも事実でございます。そこで、あのような状態が起こり得るかというところを想定いたしましたところから

検討いたしますと、一つは、スピードの遅い場合、といふと具体的に申し上げますと、〇・五マッハ以下のスピードにおきましては、高空におきまして飛行性能というものはF14というのはいくらもすぐれているわけでございます。と申しますのは、可変翼を持っておりまして、スピードに合わせまして翼が、後退角といふか、これが動くわけでございます。そして、これが〇・七マッハ以上になりますと、一定の角度にとまりまして、そのままの状態ですれ以上の状況では飛ぶわけでございます。したがって、〇・五マッハ以下のところにおきまして、そのスピードに合った翼の角度というものを保つために、行動というものはきわめて自由になるというようにことがデーターからも判明されるわけでございます。したがって、あの記事にありますが二万フィートから四万フィートの間におきましては、仮に〇・三マッハから〇・五マッハの間でいわゆる戦闘訓練をやる場合には、きわめて有効にその可変翼が働くといふことは事実のようでございます。ただ、御注目いただきたいのは、いわゆる戦術をやる場合には、何も自分の不利なスピードというのに従って訓練をするといふことはやらないわけでございます。また戦闘の場合にも、戦術的には自分の有利な態勢で戦うというのが当然のことでございます。したがって、F14とF15を比べてみますと、際立っておりますのは、F14の方が機体の重量というものは重うございます。それに對しましてエンジンの力というものは、F15の方が十一トンの推力を持っておりますエンジンに二基装備しているわけでございますが、F14の方は九・五トンの二基といふことでございます。そういうようなことから考えまして、上昇性能、飛行性能ともにこのF15がすぐれているといふことは事実でございます。

それならば、一体あいつたミサイルを使わない訓練というものをやる場合があるのかということでございますが、これは実は航空自衛隊におき

ましても、いろんな機種に對する戦術訓練の一點、あるいは戦術的にむずかしい点、そういうものをパイロットに理解させるためには、どうしても、理論的にやるのではなくて実験させるということがやはりあるわけでございます。したがって、たとえば104とF86Fという古い飛行機の格闘をやらしてみても、104がスピードを殺して86Fと同じようなマッハ以下のスピードになつてまいりますと、86Fは翼が大きいうございまして、きわめて低空におきましては運動性能がよくなつてまいります。そういうときには104というものは脆弱性を持つておるといふことを体験させるというような意味でやつておるといふこともあるわけでございます。

いろんな角度から検討いたしましたがいずれにいたしましてもこの事実、どういふ条件のもとにどういふふうに行われたかといふことをきわめて、そしてまた一般の方々にも、また国防会議におきまして、自信を持って御説明できるようにと考えまして、ただいま米側にその事実関係を調査をしております状況でございます。

〇黒柳明君 委員長、時間ちょっと過ぎていますけれどもね、一問だけ済みません。

大臣、十二日の国防会議ではP3CとこのF15と導入決定するやに新聞報道では何つていまして、いま慎重にといふことは、この問題がはっきりしないうち——しないと言ふよりも、やっぱり国会に報告する義務があると思ふのです。欠陥問題でもありました。まだはっきりしていないのです。私たちとしてはすつきりしていない。またあった。内政では与野党相当歩み寄つて合理的な政治が行われている。何か国防、外交問題ではもう与党だけ、政府だけ突つ走るといふ姿もうよくないと思ふのです。当然決然姿勢にならざるを得ない。ひとつこのことを契機にしまして、私は何もいいものを悪いからストップしろと言つておるのじゃないのです。いいものはひとつ買つても結構だと思ふますよ、百歩譲つたとしても、ですけ

れども、ここでこういう問題が起つたのですから、願わくは十二日の国防会議では、はっきりするまではひとつ防衛庁長官の責任で導入は決定しないであつた。そしてその後に安全保障問題、与野党で決然姿勢なんかぜひとも通常国会には持ち込んでほしいと、私はこう希望するのですが、ひとつ一言御所信お述べただけです。

〇國務大臣(金丸信君) この問題は重要な問題でありまして、私一人でこの判断をしていいのかどうかわかりませんし、しかし、おっしゃられることは事重大な問題でありますから、慎重に對処しなければならぬ、こう考へております。

〇山中都子君 初めに育児休業給の問題についてお伺いします。

育児休業給の支給時期の問題が、今度の法案で、給与法の中で主任手当の連動の問題とあわせて一つの焦点になつておるといふことはもう御承知のとおりです。これはすでに昨年三月の人事院の勧告で、昭和五十一年四月一日から支給するといふふうになつておりました。政府はいままでも何回も何回も勧告尊重といふことを言つてこれだけしたけれども、これを五十一年四月一日支給でなく、五十一年四月一日といふことで法案を再度出されてきているといふことについては、私は勧告尊重どころか、勧告無視であるといふことと同時に、何よりも現場の婦人公務員の切実な要求を一つも理解していないという態度だといふふうに思ひますが、まず、これは当然勧告どおり五十一年四月一日から支給するといふふうに改めるべきだと思ひますが、見解を伺います。

〇政府委員(秋宮正君) 昨年の三月に育児休業給の人事院勧告を受けたわけでございますが、これを受けて、政府におきましては、昨年直ちに給与法案を昨年の四月一日から施行といふことと提出いたしました。二月でございますが、再度ことしの通常国会に、二月でございますが、同じく昨年の四月一日からという人事院勧告どおりの案で提出いたしました。これも廃案になりましたし

たことは先生御承知のとおりでございます。そこで、本年度になりまして、八月九日の人事院勧告とともに改めて臨時国会に提出したのでございまして、この際には本年の四月一日からこれを改めたわけでございます。これはいわゆる定期的、継続的に支給をいたします給手の改善を過年度にさかのぼつて実施するといふことは、会計年度独立のいわゆる財政運営の立場から考えまして適当でありませんので、本年四月一日に変えたわけでございます。

なお、昨年の三月に人事院勧告のございました義務教育等特別手当、これは昨年の三月一日からでございますが、そのときに出しました原案は昨年の三月といたしました。五十一年度になりまして提出いたしました法案におきましては、五十一年度四月に改めました。ただいまの育児休業給と同じように、会計年度独立の原則に基づきまして単年度主義で法律を提出した次第でございます。

〇山中都子君 廃案になつたとおっしゃるけれども、何で廃案になつたか、後でその主任制度の問題でやりますけれども、政府に責任があることでしよう。それで、予算措置にしても、来年度予算に遡及を組めばそれで実現できるんですよ、政府がやる気になればできること。けちなことを言わないで、まずとにかくこの問題については、いまの要求はちゃんとわかつておるんだし、私どもも何回もそのことは提起いたしました。ほかの党の皆さんからも要求が出ております。修正案も前の経過では出ております。そのことをききこんで取り入れて善処するといふことの態度を、ぜひ総務長官からお約束をいただきたいと思ひます。

〇國務大臣(稻村佐四郎君) いろいろ問題があるやうであります。前向きに検討させていただきます。と思ひます。

〇山中都子君 主任手当の問題に關して質問いたしまし。いま答弁がありましたように、この給与問題が何で先臨時国会で廃案になつて、またこういう形

になってきているのか、これはいろいろな問題があります。しかし、これと絡めて主任制度を導入するというこの政府の意図、人事院の意図、それに対する現場の先生方の皆さん初め多くの国民から批判もあり、反対もあり、私ども一貫してその部分の削除を求めてまいりました。これは政府がそのところをきちんとして押さえて、そして先ほどの臨時国会で廃案になった経過を反省した上で削除した法案を提出しなければ、もうこんなこととしてたまたま満場一致で解決できる問題です、成立できる問題です。この年末へ来て、そして差額支給を本當に待ち望んでおられる公務員の人たちのその生活の苦しみを一体どう考えておられるのか。私は、そういう形で先臨時国会で廃案になった経過に照らして、また今度同じものをそのままだし出していらつした政府の態度、どういふことを一体反省されて、どういふ考えてもつてまた同じものをを出していらつしたのか、そこはぜひお伺いをしておきたいと思ひます。総務長官にお願ひいたします。

○國務大臣(稲村佐近四郎君) お尋ねの趣旨でございますが、主任手当と関連する義務教育教員特別手当の部分の撤回すべきでないかという主張と、どう考えるかという問題でございますが、すべての人事院勧告を尊重するという基本的な態度に立っておりまして、三件の勧告をこの際実施することが適当であると、こういうふうな考えをしまして、法案の一部を撤回することの考え方はありません。

なお、主任手当の支給に関する事項は、給与法の規定により人事院規則で行うこととされているので、今後さらに人事院において文部省の意見を聴取して慎重に検討されることを期待するものであります。

○山中都子君 先ほどの和泉委員の質問に対する御答弁にもあったように私は聞きまじしたけれども、人事院がそうした形で勧告をしてきたから一本の法案にして出しましたとね。この前、いまでもここにたまたま藤田先生がいらつしやいますけれど

も、藤田先生が総務長官でいらつしやったときに、人事院がそういうことで出してきたということとを理由にしてまゝとめて、絡めて出すというようにすることはいたしませんというところは、総務長官として明確に答弁をされていらつしたわけですね。私はそのところが、本當に卑劣なやり方だといふことががまんがならないんです。で、先ほどから議論にもなつておりまして、公務員の方たちはもう九カ月も、賃上げをすべきだといふことで、その中身自体にはいろいろ意見があるけれども、実際にそういう状態になつてもう待たされておるわけなんです。民間や三公社五現業ではすでに四月から賃上げが実施されているという事態のもとで、九カ月もおくられて、なおかついふことでこの目的が立たないという事態になつていふ。私は、本當にそういう正当な賃上げを人質にとつて、そして問題のある主任手当の導入をたくらむ、こういう卑劣な態度といふことは断固として糾弾をせざるを得ないんです。

それで、具体的に伺ひたいしますけれども、この主任手当の問題、主任制度の問題、これはいままでの経過を振り返つてみますと、私は人事院の果たした役割りというものは大変問題にすべき点が多いといふふうに考えています。それで人事院総裁にお伺ひいたしますけれども、結局もとを正していきまして、文部省が教員待遇問題研究会といふふうな文部大臣の私的諮問機関をつくつて、そこで主任手当支給の意見書を出させて、そしてそれをもとに人事院に主任手当導入を要望したという経過があります。で、一つは、ここで重大なことは、この研究会に、現在人事院事務総長の、当時は給与局長でしたけれども、茂木さんが委員として加つて、そして文部省と人事院が一体になつて主任手当導入の口火を切つたといふ経過は、これはだれも否定することができない事実です。私は、そもそも人事院というのは本権を否定して、そして労働基本権を奪ひ取つたその代償として、労働者の権利と暮らしを守る

と、そういう立場から、それを一つの重要な存在意義として人事院がつくられているにもかかわらず、人事院が政府と一緒に、癒着をして、そしてこういう重要な問題をつくつていくそのお先棒を担いでいるといふことは、本来人事院の果たすべき役割りを大きく逸脱して、しかも全く正反対な方向で労働者を苦しめる、国民に対する挑戦をする、そういう内容になつていふといふことを言わざるを得ないといふふうに思います。私は絶対に、人事院がそういう役割りを果たしたといふことについての反省をして、そしてこの問題に任制度連動のこの持ち込みをやめるといふことをはっきりさせるべきだと思ひますけれども、人事院総裁に御所見を伺ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) 人事院の機能は先生御指摘になつたとおりでありまして、私たちも始終一貫そういう基本的な立場に立つて仕事を進めていふつもりでございます。

この人確法に基づく義務教育教員等の待遇改善の問題につきましては、実は一般の給与勧告等とはたてまえが若干違うといふことは、これは御承知のとおりであらうと思ひます。すなわち一般の給与勧告等におきましては、これは官民の給与比較をして、その較差があればそれを埋めていただくといふことが一つの基本的な姿勢に相なつておるわけでございますが、この人確法というのは、法律が一つできて、この法律をさらに肉づけをいたしますために財政的な裏づけもともに講ぜられるといふ非常に変わったたてまえの制度が行われてきたわけでございます。これはいろいろの制度ができました際のいきさつその他もございましたが、そこで、私が就任をいたします前でございますけれども、人事院のこれに対する考え方というふうな……

○山中都子君 簡単にお願ひします、時間ないです。から。

○政府委員(藤井貞夫君) 考え方というものもいろいろ論議をされてまいつたようなわけでござい

ますが、しかし、法律自体で勧告が義務づけられたという点がございします。ただ、問題が問題でございますので、文部省当局の考え方というものも十分これはお聞かせいただくということも重要であるといふふうな立場でございました。これにつきましては、初めから文部省の方からわれわれの方に、次にはこういうふうな内容でやつていただきたいといふような要望が出されておる点もございしました。その中に主任制度の確立、また主任に対して給与上のひとつ適当な処遇をやつてもらいたいといふものも含まれていたのでございします。これに對しましては、人事院は人事院なりに制度的にちゃんと整備をしてもらいたいという注文をつけまして、この注文に依つて制度が省令化されたといふようなこともございします。それを踏まえてわれわれの方といたしまして、それならばひとつそれにふさわしい給与上の処遇をやるうといふことに踏み切つたわけでございます。それはそれ相場の理由があつたことでございまして、人事院といたしましては、その立場を放棄して政府のお先棒を担いだといふような考え方は持つておりません。

○山中都子君 人事院が文部省と一緒に口火を切つて、そういうふうにおぜん立てして動かしてきたじゃないかと、それは人事院の役割りを逸脱するものだ、こういうことを私言っているのです。答弁になつてないけれど、もう時間がないから私は先に進みます。

それで、もうすでに周知のとおり、現在の主任の職務の責任や複雑、困難の度合い、程度の評価、そうしたものが画然とできていない、それにもかかわらずこうした問題を持ち込むといふことは、私は国家公務員法の給与の根本基準というものは、私は国家公務員法の給与の根本基準というものは、公務員法の給与の根本基準、六十二条ですね、「職員法の給与は、その官職の職務と責任に依つてこれをなす。」と、こうなつていふわけですよ。私はこれは指摘をするにとどめますけれども、明らかに現状から見るとそういうことがはつきりして

いない。そして逆に、そのことがどんなに大きな問題を引き起こしているかということは、もう再三指摘されたとおりですから、そういう点に立つて、国家公務員法のこの給与の根本基準にも明らかに違反するものであるということを指摘をしておきます。

それで問題は、その主任の制度化がどういう事態をもたらすかということですが、きょうは大変限られた時間で、私もう不本意なんですけれども、中身について詳しく申し上げる時間がありません。しかし、管理体制が反動的に強化をされてくる、学校での先生方ですね、という問題だと、それから教育の民主的な保障が破壊される、自主的な教育活動が抑圧される、教師間の相互協力関係が破壊される、こういうことはもう本当に数え切れないほど、一日挙げても切りがないほど全国で起こっているわけですね。そういう事態のもとで、かつて永井元文文部大臣が言われた中間管理職ではないというふうにおっしゃるけれども、それで先ほど文部大臣からもそういう御答弁があったように聞きましたけれども、一体それは制度化主任が中間管理職化しないという制度的な保障——先ほど文部大臣は釈明に説法でしようがというふうな言葉をたしか使われたと思うんですけれども、結局御自分でもそれを説得するという自信があまりにならないだろうと、私はそういうふうな受け取りざるを得ませんでした。結局、どういふことでそれを説得、納得させるかと言え、どこに制度的保障があるのか、中間管理職化しないんだとおっしゃるならば制度的保障として何があるのか、それがはっきりしなければだれも納得させることができない、これは明らかだと思えます。文部大臣の見解を伺いたい。

○国務大臣(砂田重民君) 先ほどお答えいたしましたけれども、学校運営の大事な二本の柱の仕事、管理面の仕事、そして教育指導面の仕事。教育指導面の仕事の枠の中でのみ私どもは主任の制度を考えているわけでございます。制度的にとお話ししてございましてけれども、文部省令で明らか

にこの校務分掌を明確にいたしました、それぞれの主任の方々に分担していただきます事務は、管理面と関係のない学校指導面の中のことだけを書き記しているわけでございます。このような面から、制度的にまた明確に、この国会の場で歴代文部大臣が明確にその意思表示をいたしておりますように、中間管理職のような考えは将来とも全く持っていない、これはひとつ御理解をいただきたい点でございます。

○山中都子君 まあ、そういうことでは理解するすべもないということでは、きょうもたくさんお見えになっていらっしゃる現場の先生方が一番よくわかりだということに思っています。

で、私はこの前の、これは十一月十七日です、ね、前国会の衆議院の内閣委員会がわが党の柴田議員が、実態ですね、学校の。いまの問題に絡んで、教育現場での実態調査に基づいて、多くの学校で校長、教頭が主任を中間管理職として位置づけている、そして管理監督業務を代行させている、そのために学年主任を中心に教育内容の画一化や統一が進んで、学校教育現場から民主的要素の破壊が進んでいること等を挙げて、文部大臣に質疑をいたしました。これは具体的に千葉県だとか静岡県だとかの事例をたくさん資料としてもお出ししました。で、当時の海部文部大臣は、そういうことの事態は大変好ましいことではないと、こう答弁されているんですね。そして、具体例を挙げてもらえば全部調査すると、こうお約束をなさいました。そして柴田議員は具体例をかなり差し出したわけです。提出してあります。で、当然調査をされていなければならぬはずだと思えますけれども、まずそのことについて御答弁をいただきます。

○政府委員(諸澤正道君) 確かに柴田委員からそういう御質問がございまして、具体例をお出ししたいただいたら私の方で調査をしますと、こうお答えしたわけでございますが、いただきましたその具体例というのが、組合の情報、新聞のようなものもあつたかと思えますが、とにかくそれに基づき

まして、それでは少し調査をしようということ、いまやっております。いずれその結果がまとまりましたならばまた御報告をいたしたいと思えます。

○山中都子君 それでは伺いますけれどもね、そもそものがこれだけ長い期間問題になっているのに、組合の調査だから信用できないみたいにおっしゃるなら、なぜあなた方いままで調査しなかつたんですか、私はそのことを一つ言いたいです。それと同時に、だったら、調査をしなければならぬと、あるとすれば好ましいことではないと、はつきりしてらるわけですね、文部省の見解も。それでしたら、少なくともおたくがそういうことを調査して、そのことがはつきりした上でなければ、こういう問題は出すべきじゃないでしょう、それが理屈というものでしょう、いかがですか。

ます。しかし、そのことによって、一部にそういうことがあるからといって、主任制度を全くこの際取りやめるという考えを私は持ちません。

それは実は、少し長くなるかもしれませんが、先般、特にこの問題について、学校運営に携わっておられる方々の各種団体多数の方々とお目にかかりまして、積極的に私の方から御意見を求めたわけでございます。そういったしますと、学校というものが運営されていく、そのためにいろんな団体——先生方もおられますし、教育委員会もございまして、先生方のいろいろな団体もあるわけでございますけれども、これらの方々の御意見を伺いまして、ある団体は反対だとおっしゃる、ある団体は、御意見はいろいろございまして、そこで、その御反対になります方々の御意見は、なぜ反対するかというところのその根拠が、ほとんどすべて学校の管理を強めるから反対だという御意見でございます。しかし、私には学校管理をこの主任の制度によって強めていこうという考えが全くございせんから、教育指導面の中の問題としてののみそのことを考えてやっていますので、そこで、ただいま先生のお話のような事態は、個々の実例として調査はやって、できるだけ早い時期にその答えを出してまた御報告もいたしますけれども、それが一部あるからといって、他の大ぜいの方もまた望んでおられるこの制度をここで切り離すという考えは私は持ちません。

○国務大臣(稲村佐近四郎君) 文部行政を担当しております文部大臣の意見を尊重してまいりたいと思えます。

○山中都子君 だから、それでしたらね、調査がちゃんとできて、そういう問題があるとかないとかはつきりした上でなければ、好ましいことじゃないんだから、これをいまの時点で主任制度絡みでもって給与法を強引に押し通そうとする態度は当然改めるべきじゃないですか。文部大臣並びに私は総務長官にあえて見解を伺います。

○国務大臣(砂田重民君) いま、海部大臣が衆議院の委員会でご答弁されましたことを先生から承ったわけでございますけれども、こういう具体的な問題、そういうことがあれば好ましくないということは、私も改めてお答えをしておきたいと思

○山中都子君 文部大臣のいまのお話は事実とまづ一つ違います。事実と違う上に立つて、そして自分にはならないんだと、そんな不遜な発言というの、私はいままでの経過、実態に照らしてもうあり得ないことで、逆に言えば大変恐ろしいことだと、自分かと思うというだけでそのようになるといふふうなことではないということは、も

うはつきりしているわけです。そこは重ねて強く指摘をしておきたいと思ひます。

いま主任手当の連動の問題、それから育児休業給の適及支給、これについては、連動を削除して、そして育児休業給の適及支給を重ねて要求するわけですが、私はいまからでも決して遅くないと思ひます。政府が本場にその立場に立つて、そういうふうにして修正をして、会期内に成立をして年内に支給する、これが一番働く方たち、公務員や先生方が望んでいらっしゃるんだ。政府が本場に現場の先生方やあるいは公務員の人たちの意向を尊重し、そのお気持ちがかかる、こうおっしゃるならば、直ちにそういうことを行うべきであるということをおしは重ねて主張をしておきたいと思ひます。

そして最後に、今回のこの問題に関しましては、他の問題とあわせて、最初に申し上げましたけれども、健保、国鉄、それから防衛二法、また離職者法、そしてこの給与法、そうしたものを、共産党を除く他の五党の方たちが、国会の審議が始まる前にもう合意をされて、そしてこれを議決するとか、あるいは継続審議にするとか、議決に努力するとか、そういうことの中に絡めてこの切実な給与法を提出をされたということは、まさに私は国会の審議のあり方自体を根本から問われる問題だということに思ひます。そういうところに利用した形で公務員の労働者の皆さんの切実な要求を踏みにじるという政府の態度は、重ねて私は強く糾弾をせざるを得ない、このことを申し上げまして質問を終わります。

○井上計君 ます、お尋ねする前に、最近の町中で、特に中小企業者の声を、ひとつ各大臣、政府側にお聞き取りをいただきたいと思ひます。あるいは御存じかもしれませんが、大変な不況の中で中小企業の倒産が日々相次いでおります。さらに加えて、雇用不安の中で、あるいは失業の不安におびえている人が非常に多いわけでありまして、それらの人たちの中、公務員の人はいないが、この不況の中でも給料は上がるん

だ、こういうふうな素朴な疑問といひますか、不満があることは事実であります。やはりお役人は、親方日の丸というのはいんだなあとというふうな、そういう疑問であります。それらの疑問が、あるいは不満が、現在程度ではよろしいわけでありませうけれども、さらに大きく助長されずと大変な事態になるというのを憂えております。その点を、ひとつまずお含みをいただきまして、以下若干のひとつ質問にお答えをいただきたい、こう思ひます。

そこで、いま山中委員の質問に對しまして文部大臣から、主任手当制度につきましては絶対に管理職にしないんだと、こういう御答弁がございました。私もこれは十分理解をいたしますが、ところが、やはりこの主任手当制度について多くの反対がある。それにつきまして、また一般の人たちは、手当を支給をしようとするのになぜ反対をするのか全くわからぬという、これもまた素朴な疑問も実は一般は多く持つておられるわけでありまして、さらに文部省としても一般の国民に對して十分、先ほどの大臣御答弁のようなことを理解をされるような、ひとつ周知徹底はぜひおやりになるべきである、これは一つ意見として申し上げておきます。

そこで、文部省に、これは大臣はまだ御就任間もないのでありますから、あるいは御存じないかもしれませんが、去る十一月の二十四日、日教組の方々がストをおやりになった、この主任制度化反対について、このストは違法ストですかどうですかをお伺いいたします。

○政府委員(諸澤正道君) 違法ストでございます。○井上計君 過去において、しばしば日教組のストが、違法ストがしばしば行われると、こう聞いておりますけれども、ことしのたしか四月の十五日にやはり違法ストが行われておりますね、これについての処分はどうなっておりますか、おおよそで結構です。

○政府委員(諸澤正道君) 処分の済んでおりますところが、私の記憶では長崎等五県くらいだろうと思ひます。

○井上計君 私は、日教組の人たちの考え方では、対をされることについてとかく言うものではありませうけれども、やはり違法ストであるなら、やはりそれについては毅然たる態度でこの処分はおやりになるべきだ。処分がおくれれておりますと、やはりそれが違法ストが違法でないような印象を与えて、ますます教育の現場の混乱にも通じておるのではなからうかと、こう考えますので、毅然たる態度をひとつおとりになるように強く要望をいたします。過去におきましてかなり違法ストが行われておるようでありまして、それらについても十分ひとつ、今後とも文部省当局としても毅然たる態度をおとりになる、これを強く要望をしておきます。

それから、もう一つ文部省に要望いたしておきますが、今回の主任制度化反対等につきまして、私どものところに賛否両論のいろいろな陳情が多くなされました。特に反対の陳情といひますか、反対の運動の方が多かったわけでありまして、反対の文書で約一万通近いものが私のところに来ておりますけれども、その中に全く非常識なやり方であり、こういうふうなものがあるわけであり、手元に電報一通持つておられますが、「ジュニテアテノセイドカハンタイニヤトウトアジナミヲソロエヨ」、これは岩手県のある日教組の分会であります。私はこの電文を見まして、やはりい

ろんなことを実は考えました。最近電報料金が値上がりしておりますから、あるいは料金の節約というところからいへば、あるいは少し少なくとも私どもに對しまして、野党と足並みをそろえよというふうな命令であります。これは反対の陳情とは全く違つておられますが、こういう非常識な、いわば反対の運動、陳情されるような人たちのほうでは、ひとつ文部省の教育、指導というものにはどうお考えになつておるか。私はそれらにつきまして特にいま御答弁を求めません。御答弁を

りませうけれども、あわせてそういうことにつきまして、これは文部省だけじゃありませんが、人事院もそうでありませうけれども、ひとつ十分、これからこのような指導につきましてもお考えにならぬと、余り文部省当局が日教組に對して、どうも私どもあるいは一般国民から見ても大変弱い、弱腰だという印象を与えておられますから、やはり教育の現場を守るということ、先ほどから山中委員からも特に主張がございました。見解の相違で、どういふふうなことが教育の民主化あるいは現場を守るということになるか知りませうけれども、少なくとも大切な、やはり次代を担う子弟を教育をする立場にある教職にありませう方は、このようないわば非常識な行動をとる、非常識な態度をとるようなその考え方はやはり改めるべきである、これについて文部省当局、十分なる指導をひとつ特にされるよう要望をいたしておきます。

時間がありませうので、余り意見と質問を言っておりませうとなくります。そこで、一般職の給与改定等につきまして人事院総裁にお伺いいたしたいと思ひますが、同じ公務員でありながら三公社五現業の人たちはもうすでに支給をされておる、ほとんど。一般職だけがまだ支給をされておらない、こういうことでありますけれども、これはまあ三公社五現業のすでに支給された日には私は持つておりますが、時間がありませんから、もう人事院総裁答弁結構でありますけれども、これらについて、いわば支給日のばらつきということにつきまして人事院総裁どうお考えか、簡単にちょっとお願いいたします。

○政府委員(藤井貞夫君) 三公五現の関係、これは、特に五現業については公務員の身分を持つておられるわけでございまして、その均衡論というところは常に、日ごろわれわれも気にしておるところでございます。ただ、制度のたてまえておられるのが先生御承知のように違つておるわけでございまして、一般の公務員については給与法という法律が必要であるということでございます。今回の場合も、政府側といたしましては大変手っ取り早く措

置をしていただきまして法案提出ということになったのでございますけれども、いろんな観点から今日まで来ておるといふことは、そのためにいくつあるというところは、私自身も遺憾千万であるというふうな考えでおります。ただ、これにつきましても、早期支給の問題についてどういう措置を講じたいのかということについては、従来から国会等でもいろいろ御議論をいたしておるところでございます。われわれの方、また政府部内でも真剣に取り組んで検討をいたしておるわけでございますけれども、目下のところはやはり法律制度とたまたま論がございまして、まだ名案が出ないままに今日に来ておるのであります。しかし、一般の均衡の問題、三公五現とのつり合いの問題もございまして、今後ともやはり早期にこの内容が実現をいたしますように、われわれといたしましてはせつ々かの努力を進めてまいり所存でございます。

○井上計君　そこで、じゃお伺いいたしますが、今回政府から提案されておりましたところの給与改定が実施されたといふと、それについて必要額といふか、支給額は幾らになるのか、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。差額分です。

○政府委員(秋富公正君)　もし現在支給したといふと、四月から十二月まででございます。そして、それに夏と暮れのボーナス、これを合算すると一般職公務員でございますと大体平均十六万円、さらに定期昇給のはね返りを入れますと約二十万円になります。それから、この法律、一般職公務員と同様に特別職、防衛庁職員、判事、検事五つの法案がございまして、この対象人員が八十三万人でございます。で、もしこの法律が十二月に成立し支給できるといふと、その総額は約二千八百五十億円でございます。

ただいま私の申しましたのは国家公務員で八十三万人でございます。で、ただいま、これは自治省の関係でございますが、国家公務員に地方公務員も準ずるといふことがございまして、地方公務員員についても現在まだ改定が行われておりません。また、国会職員の方々とか、いろいろと連動する方々もおりますが、私はそういう関係、それにつきましても、いままちょっと資料を持っておりません。

○井上計君　私に提出をいただいた資料によりますと、特別職、さらに地方公務員分全部入れますと約六千七百八十億円、このような数字になるといふのは手元に資料を持っておりませんが、まず大體間違いないようであります。

そこで、私の感じでありますけれども、これが一日も早く支給されること、もちろん受給される公務員の方々——国家公務員、地方公務員、特別職通じまして待ち望んでおられることはこれは当然であるわけでありまして、同時に、受給をされる人々たちだけでなくして一般の市民、特別におおとこのこととあります。大変な不況であります。これが暮れに向かつて一日でも早く支給されることは、六千七百八十億、約七千億円のものが支給されるということ、これは大変な消費刺激の効果があらうと思ひます。これがどの程度の需要創出効果になるかわかりませんが、仮に二倍といたしましても一兆四千億円でありま

すから、ぜひひとつ政府側も御努力をされまして、この明日の会期内にこれが成立されるように努力されるべきではなからうか、このように考えますけれども、ひとつこれについては関係大臣いかがでございますか、総務長官ひとつ。

○国務大臣(稲村佐近四郎君)　公務員の給与が早く決まるとは大変残念であり、申しわけないと思つております。早くこの改定が行われますように国会に提出をいたしておりますので、一日も早く御審議をお願い申し上げたいと思ひます。

○井上計君　総務長官から一日も早い審議をという御要望がございました。ただ、残念ながら、聞くところによりますと、何か次の通常国会冒頭でというふうなことが、私は個人的な立場で申し上げますけれども、そのようないわば取り決めといひますか、申し合わせがすでに国会の、「書記長が」と言っている」と呼ぶ者あり。だから、それは私個人として申し上げておきます。私自身はそれについては大変な不満は持つておるわけでありまして、ひとつそれらの点につきまして十分政府として、御努力されますように、再度要望いたします。時間が余つておりますけれども、審議短縮という意味でこれで終わります。

○委員長(塚田十一郎君)　暫時休憩いたします。

午後三時十五分休憩

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚田十一郎君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案並びに防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきましては、閉会中もお審査を継続することとし、本案の継続審査要求書を議長に提出することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(塚田十一郎君)　多数と認めます。よつて、さよう決定いたします。

○山中郁子君　委員長。

○山中郁子君　防衛二法案の処理について一言意見を述べさせていただきます。

防衛二法案は、すでに国民の合意が得られないで四回も廃案になったものですから、当然私は今国会で廃案処理にするべきだといふふうに考えております。しかも、今国会では国鉄、健保などを議して防衛二法、給与法案は議了に努力するなどという、まだ全く国会審議が始まる前に共産党を除く五党で合意されているという大変異常な事態です。これは国会とは別の場で法案の取り扱いを決定するといふ、まさに議會制民主主義を破壊するものだと言わなければならぬと思ひます。重ねて防衛二法は当然廃案にするべきものであるという立場から、継続審議に断固反対するといふ私の意見を表明させていただきます。

○委員長(塚田十一郎君)　なお、四案についての要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚田十一郎君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(塚田十一郎君)　継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、両件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（塚田十一郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（塚田十一郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

昭和五十二年十二月十七日印刷

昭和五十二年十二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局